

資源ごみ等選別・処理・処分業務委託仕様書

本仕様書は、葛城市（以下「甲」という。）が行なう、資源ごみ等選別・処理・処分業務について受託者（以下「乙」という。）が履行するために必要な事項を定めたものである。

第1章 総則

1. 業務目的

本業務は、葛城市クリーンセンターに搬入された資源ごみ等の選別・処理・処分に際し、効率かつ安全性を確保しつつ、関係法令・規則を遵守し、甲の定める一般廃棄物処理計画に従って誠実、完全に業務を履行することを目的とする。

なお、乙は甲からの受託業務であることを十分に認識し、親切・丁寧な対応を心がけ、市民に対し、不快となるような言動をとってはならない。

2. 履行場所 葛城市クリーンセンター内

3. 委託期間 令和9年2月1日～令和12年1月31日 (地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)

第2章 選別・処理・処分業務

1. 選別方法及び品質基準

(1) 空カンについては、次のとおりとする。

リサイクル施設の選別ラインを使用し、下記のとおり選別し圧縮梱包されたものを適切に保管すること。

- ア) スチール缶
- イ) アルミ缶

(2) 空ビンについては、次のとおりとする。

収集されてきた空ビンについては、下記のとおり選別し適切に保管すること。

品質については、容器包装リサイクル法に基づく分別基準を満たす処理を行うものとする。

- ア) 白色カレット
- イ) 茶色カレット
- ウ) その他カレット

(3) 不燃ごみについては、次のとおりとする。

リサイクル施設の破砕機を使用できるものは利用し、適切に選別し処理・保管すること。
リチウムイオンバッテリー及びリチウムイオンバッテリーを内蔵する小型家電類については、甲が有害ごみとして適正に選別処理するため、選別過程で必ず取り除き、耐火性のある収納箱等に安全に保管すること。

- ア) 陶器・せともの・ガラス類（粉砕しフェニックスに搬出するものとする。）

- イ) なべ・フライパン等の金属類
- ウ) プラスチック類
- エ) 小型家電類
- オ) その他

(4) 粗大(大型) ごみについては、次のとおりとする。

リサイクル施設の破砕機を使用できるものは利用し、適切に選別し処理・保管すること。

- ア) 木製の家具類(タンス・食器棚・椅子・机・応接セット・本棚 他)
- イ) 寝具類(布団・マットレス・ベッド等)
- ウ) その他大型のもの(ステレオ・オルガン・健康器具 他)

(5) ペットボトルについては、次のとおりとする。

リサイクル施設の選別ラインを使用し、日本容器包装リサイクル協会の基準に合わせた選別を行い、その上で品質基準『Aランク』を確保し、その『Aランク』の品物を90%以上排出できるように選別し圧縮梱包されたものを適切に保管すること。

(6) 容器包装プラスチック及びプラスチック類(実施時期未定)については、次のとおりとする。

リサイクル施設の選別ラインを使用し、日本容器包装リサイクル協会の基準に合わせた選別を行い、その上で品質基準『Aランク』を確保し、その『Aランク』の品物を90%以上排出できるように選別し圧縮梱包されたものを適切に保管すること。

2. 処理・処分基準

- (1) 選別処理作業時に破砕機を使用できない「処理困難物」については、前処理を行うなどして適正に処理し極力排出しないように減量化を行うものとする。(2) 選別した有価物については、甲が指示するまでの間、適切に保管すること。
- (3) 日本容器リサイクル協会の指定法人等への引渡しを行う品目については、引取りまでその品質が低下しないよう適切に保管すること。
- (4) 選別処理作業時に出てくる「処理困難物」について、乙は法令等を遵守し適正に処分を行い、甲の指示する最終処分場に運搬し処分するものとし運搬費用は乙、処分費用は甲の負担とする。
- (5) 乙が葛城市クリーンセンターより搬出する「不燃ごみのうち陶器・せともの・ガラス類」「処理困難物」及び「ビン類」等は、全て計量を行うこととする。

3. 有価物の引渡しについて

処理したもので、下記の①・②・③の有価物については、甲が指定する引き取り業者に引き渡すこと。

また、④の有価物については、乙が売却し、売却益は甲に納入するものとする。

また、⑤・⑥・⑦については、日本容器包装リサイクル協会に引き渡しを行うものとする

なお、①から⑦の引き渡し時に計量等の協力を行うこととする。

- ① スチール缶
- ② アルミ缶
- ③ 鉄・非鉄類
- ④ ビン類
- ⑤ ペットボトル
- ⑥ 容器包装プラスチック
- ⑦ プラスチック類（実施時期未定）

4. その他

- （１）本業務に従事する職員が通勤に使用する自動車の駐車場所が必要な場合「葛城市職員等が通勤に使用する自動車の駐車場所の使用許可等に関する要綱」を適用する。
- （２）その他業務遂行上において疑義が生じた場合については、甲乙双方で誠意をもって協議するものとする。